

遺言執行者とは

遺言執行者とは作成された遺言をその内容に従って実行する人のことです。

遺言書の中で指定されることがほとんどですが、指定されていない場合、必要があれば家庭裁判所で選任されることもあります。

(候補者は相続人の主な人、財産を多くもらう人、弁護士等資格者が適任です)

遺言執行者が選任されていない場合、預貯金の解約や登記手続きなど相続人が出来ることもありますが、遺言内容に従った手続き等は相続人が行いますし、遺言内容と違った手続きを相続人が行った場合、取消しされることもあります。

遺言執行者が行うものとして主なものは、預貯金、株券等の解約、名義変更、不動産の登記手続、遺贈手続(相続人以外の人や法人への贈与手続)、子の認知届出(遺言者の子どもを戸籍に記載する手続)などがあります。

遺贈や子の認知手続きなどは、相続人がやらない場合もあり、遺言執行者でないと中々できません。

最近の相続法では遺言執行者の権限も強くなってきていますので、遺言執行者がいない場合、相続人全員の協力がないと出来ない手続きもあります。遺言を作成する際はぜひ、遺言執行者を指定して下さい。方法は簡単で「遺言執行者として〇〇を指定する」と記載するだけです。

いい遺言は自分の作成した遺言がその通りに実行されることです。それには遺言執行者をつけておくことが大切です。